

不当な行政指導・処分 総務省のページより抜粋

総務省 https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/gyoukan/kanri/tetsuzukihou/faq.html#Q12

**Q17 許可を受けて営業をしていますが、役所からこのまま営業を続けると営業停止処分をすることも
あるから営業内容を変更してほしいと、しつこく迫られていますが、どうすればいいですか？**

A 許可を受けて行っている営業の停止を命ずる処分を行うような権限がある役所が、その権限を行使できない場合や行使する意思がないにもかかわらず、営業の内容の変更を求めるような行政指導をする場合、殊更に営業停止命令という処分もできると示して行政指導に従わざるを得ないようなことをしてはならないことになっています。まずは、役所に対して、どうしてこのような行政指導をするのかの説明を求めましょう。また、Q18のAのように、口頭で行政指導に従わないと営業停止処分もあり得ると示された場合には、その権限の**根拠条項等**を書面で示すことを求めることができます。